

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 30 日

長野県教育委員会事務局
東信教育事務所長 山崎 唯史

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和 7 年度 東信教育事務所電話交換機更新工事

(2) 工事箇所名

小諸市与良町 6－5－5 東信教育事務所

(3) 仕様等

設計書及び仕様書によります。

(4) 工事概要

電話交換機及び付属機器の更新 一式

電話機の更新 一式

既設機器の撤去 一式

(5) 工期

工事開始日から 約 60 日間

(6) 支払条件

ア 前 金 払 原則として「1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをする。

イ 部 分 払 原則として「1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等」について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定による範囲内で部分払いする。

(7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1

項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、電気通信工事の入札参加資格を有する者であること。
- (5) 東信地域に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒384-0006

小諸市与良町 6-5-5

東信教育事務所 総務課

電話 0267 (31) 0250

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 18 日 (金) 午前 10 時

イ 場所 東信教育事務所 1 階 103 会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札を認めません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書 2 に定める必要事項について説明した書類を、令和 7 年 7 月 11 日 (金) 午後 5 時までに東信教育事務所総務課に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があった時は、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第 126 条第 2 項各号の一に掲げる担保を提供した場合又は、規則第 127 条各号の一に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」(平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号)の規

定により取り扱うものとします。

(7) 入札の無効

入札説明書5の各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。